

■研究調査レビュー

奄美地域市町村の財政指標

朴 源 (鹿児島大学法文学部)

1 はじめに

小稿の目的は、奄美地域市町村の財政の特徴を、いわゆる「財政分析」に用いられる諸指標から明らかにすることを目的としている。財政分析の諸指標に関する説明は、伊東（『入門地方財政』ぎょうせい、1988）になった。

2 財政収支

単純に考えると、「収支」とは収入から支出を差し引いた金額であり、それがマイナスであれば、その分だけ「赤字」が発生したことになる。しかし、地方財政の場合は、その制度が複雑であるため、「財政収支」の捉え方にも幾つかの方法が存在する。

第1は、歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いたもので、これは慣用的に「形式収支」と呼ばれている（地方自治法施行規則における用語は、「歳入歳出差引額」）。表1に示されているように、奄美地域14市町村の2000年度における形式収支は、すべて「黒字」である。

しかし、この形式収支が財政分析の指標として用いられることはまずない。それには幾つかの理由があるが、ここでは、次に述べる「実質収支」と関連することだけ指摘しておこう。歳入決算総額とは出納閉鎖期日（翌年度の5月31日）までに収入された「現金」であり、歳出決算総額とは同期日までに支出された「現金」である。つまり、形式収支は「現金主義」に基づくものである。

そこで第2は、形式収支に「発生主義」の要素を加味した実質収支である。形式収支には、①当年度に発生した債務で、本来ならば当年度に属すべき支出であるが、当年度に現

金が支出されていないものと、②当年度に発生した債権で、本来ならば当年度に属すべき収入であるが、当年度に現金が収入されていないものが捨象されている。前者から後者を差し引いた金額が「翌年度へ繰り越すべき財源」で、これを形式収支から差し引いたものが実質収支になる。

実質収支は、「翌年度へ繰り越すべき財源」の範囲をどのように定めるかによって、「制度上の実質収支」と「決算統計上の実質収支」に分けられる。

制度上の実質収支は、地方自治法（地方自治法施行令166条の2、同施行規則16条の2及びその別記様式）に基づく決算制度上の実質収支で、制度繰越（継続費繰越額、明許繰越額、および事故繰越額）に伴う財源が控除される。これらは、決算書の中の「実質収支に関する調書」の形で、会計ごとに記載される。

他方、決算統計上の実質収支は、決算統計上の普通会計に関する実質収支で、制度繰越のほかに、事業繰越額と支払繰延額が加えられる。事業繰越額には、①当年度の歳出予算のうち、当年度末までに支出負担行為をすることができなかったため未執行となり、当年度の決算では不要額として処理されるが、翌年度の歳出予算に新たに計上され執行されるものと、②支出負担行為はしたが支出が終わらなかったものについて、事故繰越の措置をとらず、当年度の決算で不要額として処理されるものがある。支払繰延額とは、当年度末までに債務が発生したが、その支払が当年度末までにできなかったため、翌年度にその支払を繰り延べた額をいう。

財政収支の判断指標の基本となるのは、決算統計上の実質収支であり、一般に、「黒字」か「赤字」かという判定もこの指標に基づいてなされる。奄美地域14市町村の2000年度における実質収支は、全て黒字であった。ちなみに、鹿児島県内の96市町村も全て黒字であるが、全国的には14市と6町村が赤字団体となった。

ところで、実質収支には過年度の収支状況による影響が反映されている。例えば、前年度の実質収支が黒字であれば、その黒字額は基金繰入額（地方自治法第233条の2）を除いて当年度に繰越金として流入されるので、その分だけ当年度の実質収支の改善要因となるのである。

そこで第3に、このような要因を取り除くために、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたのが単年度収支という考え方である。単年度収支は、3～5年おきに赤字になるのが普通（ないし「健全」）であるといわれている。というのは、単年度収支がときどき赤字にならなければ、黒字が貯まる一方であるが、黒字が累積するようであれば、黒字を取り崩して（すなわち単年度収支を赤字にして）行政水準を引き上げるか、または租税等を引き下げるか、いずれかにして市民に還元するべきであるからである。しかし、連続して3年度以上赤字となる場合には、その規模にもよるが、財政の均衡という面では危険信号であるともいえる。

奄美地域14市町村のうち、住用村、龍郷町、喜界町、天城町、伊仙町、および知名町の6団体において、2000年度の単年度収支が赤字となった。これらのうち、住用村は1997年度から4ヶ年度連続で、そして伊仙町は1996年度から3ヶ年度連続で、単年度収支が赤字となっていることが、表2より確認できる。2000年度の単年度収支が赤字となった団体は、県内では39市町村、全国では1352市町村である。

最後に、単年度収支に、実質的な黒字要因となる財政調整基金への積立金と地方債の繰上償還額（一般財源をもって償還した額）を加え、財政調整基金の取崩額を差し引くと、実質単年度収支が得られる。実質単年度収支は、実質的な債務の増加または貯蓄等債権の増加を捉えようという指標である。従って、実質収支と単年度収支がともに赤字であっても、積立金または地方債繰上償還がその赤字を上回るほどなされていれば、実質単年度収支は黒字となる。奄美地域14市町村のうち、住用村、天城町、伊仙町、および知名町の4団体において、2000年度の実質単年度収支が赤字となった。県内では38市町村が、そして全国949市町村が実質単年度収支の赤字団体になっている。

3 標準財政規模との対比

財政収支が赤字であってもその金額が小さい場合、または赤字の金額が大きくてもその団体の「体力」がそれに十分に耐えうる場合は、さほど問題にはならない。そこで、地方公共団体の「体力」を正確に測定することが次の問題となる。この「体力」も様々な視点からアプローチできるが、最初に「標準財政規模」をとりあげたい。

標準財政規模とは、「標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源」をベースとして地方公共団体の「体力」を測定する考え方で、制度上、次の二つを合計することにより求められる。

- ①（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100/75
- ②地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税額

基準財政収入額から地方譲与税と交通安全対策特別交付金を除外すると、法定普通税が残ることになるが、基準財政収入額の算定で

は法定普通税の75%（都道府県の場合は80%）が基準税額として算入される。①で100/75を乗じているのは、この理由による。従って、標準財政規模をより単純に示すと、「普通税、地方譲与税、および普通交付税の合計額」ということになる。

財政収支の判断における基本的な指標は、既に述べたように実質収支である。実質収支の大きさを標準財政規模の大きさと比較したものが「実質収支比率」であり、後者に対する前者の割合として示される。実質収支比率は、経験的にはあるが、3～4%が望ましいとされている。2000年度の場合、全国市町村の実質収支比率の加重平均3.4%であり、奄美地域14市町村の状況は表3に示す通りである。

ところで、実質収支が赤字であれば実質収支比率も赤字となるが、これを特に「赤字比率」という。赤字比率が20%（都道府県については5%）以上になると、後述の起債制限比率による制限とは別に、地方債の発行が制限される。つまり、地方財政再建促進特別措置法に定める財政再建計画を策定して財政再建を行う場合でなければ、地方債をもって公共施設等の建設事業の財源とすることができない。このような団体は、地方財政再建促進特別措置法という法律を準用した「財政再建標準用団体」と呼ばれる。

さて、標準財政規模はあくまでも規範的な水準で地方公共団体の「体力」を測定するものである。従って、標準財政規模を構成する地方税と現実の地方税との間には、超過課税、法定外普通税、目的税などの要因により乖離が生じうる。そこで、現実の一般財源と規範的な一般財源を対比した指標が「経常一般財源比率」で、標準財政規模に対する経常一般財源の割合として示される。

経常一般財源比率は、100を超える程度が高いほど、それだけ経常一般財源に「余裕」があると解釈されている。

4 財政構造に関する指標

最後に、「財政構造」に関する指標として、財政力指数と経常収支比率をとりあげよう。前者は各団体の「収入調達力」に関する指標であり、後者は「弾力性」に関する指標である。結論からいえば、これら二つの指標は、今までの指標と違って、奄美地域市町村の特徴を明確に示してくれる。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して求められるもので、一般に過去3ヶ年度の平均値が利用されるが、当該年度だけのものを特に「単年度財政力指数」という。

基準財政需要額とは、「地方団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額」で、基準財政収入額とは、「地方団体が標準的に収入しようと考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分」である。従って、財政力指数は、国が設定した行政水準の維持に必要な財源と、規範的に算定された独自の財源とを対比したものであるといえる。

財政力指数が1を超えると、自前の収入で十分ということになり、普通交付税は交付されない。また、1に満たなければその部分は普通交付税で手当されるので、 $(1 - \text{財政力指数})$ は「普通交付税への依存指数」ともいえる。奄美地域市町村の財政力指数は表4に示されているが、14市町村すべて、全国の平均（表5）をかなり下回っている。1人当たり普通交付税額でみると、奄美地域13町村の平均は約39万円であるが、全国町村の平均は約17万円である。また、名瀬市の1人当たり普通交付税額は約17万円であるが、全国の都市（中都市および小都市）の平均は約45万円である。

次に、経常収支比率は、経常経費から経常特定財源を差し引いた金額を分子とし、経常一般財源を分母とする比率である。この分子は、経常経費に充当する一般財源にほかなら

ない。従って、経常収支比率は、経常的に収入する一般財源を、経常的に支出する経費にどれほど充当しているかを示す指標で、低ければ低いほど「弾力的」ということになる。

経常収支比率の全国平均は、小都市が約84%、町村が約80%であるが、奄美地域14市町村は、概してこれよりかなり高い水準にあるといえよう。

表1 奄美地域市町村の財政収支（2000年度）

(単位：千円)

市町村	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (C=A-B)	繰越財源 (D)	実質収支 (E=C-D)	単年度収支 (F)	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金取崩額 (I)	実質単年度収支 (J=F+G+H-I)
名瀬市	21,139,273	20,949,797	189,476	18,995	170,481	80,093	50,004	0	0	130,097
大和村	4,140,102	4,047,512	92,590	19,930	72,660	28,929	47,351	19,033	72,000	23,313
宇検村	3,397,166	3,241,703	155,463	166	155,297	40,723	100,000	42,675	0	183,398
瀬戸内町	12,171,861	11,474,910	696,951	5,561	691,390	341,753	165,046	200,613	86,319	621,093
住用村	4,478,163	4,436,133	42,030	26,153	15,877	-6,463	20,306	9,160	50,000	-26,997
龍郷町	5,296,576	5,218,043	78,533	30,870	47,663	-3,575	474	103,006	9,620	90,285
笠利町	6,363,489	6,197,446	166,043	11,995	154,048	5,989	35,220	0	0	41,209
喜界町	5,910,808	5,873,509	37,299	21,480	15,819	-25,105	46,719	0	0	21,614
徳之島町	8,905,002	8,764,360	140,642	19,334	121,308	64,572	247,817	0	67,000	245,389
天城町	5,572,816	5,553,572	19,244	15,799	3,445	-36,791	41,034	16,834	56,498	-35,421
伊仙町	6,448,290	6,364,025	84,265	51,644	32,621	-36,284	298	0	100,000	-135,986
和泊町	8,333,193	8,079,336	253,857	23,563	230,294	28,766	153,000	0	40,000	141,766
知名町	6,236,570	6,160,673	75,897	9,090	66,807	-128,438	100,208	107,235	200,000	-120,995
与論町	4,485,662	4,276,956	208,706	20,456	188,250	26,074	94,047	185,872	78,948	227,045

(資料) 鹿児島県『市町村財政状況』(2000年度版)。

表2 奄美地域市町村の単年度収支の推移（1991-2000年度）

(単位：千円)

市町村	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
名瀬市	-20,961	1,437	58,536	-118,867	74,473	-146,699	147,248	114,338	-268,357	80,093
大和村	2,365	9,213	4,463	13,729	6,720	-27,520	12,398	-7,076	11,256	28,929
宇検村	7,277	4,852	-41,253	26,858	15,252	-8,968	14,443	-6,986	57,794	40,237
瀬戸内町	23,214	-13,348	10,277	-1,169	83,379	45,056	-81,354	104,432	128,391	341,753
住用村	-2,712	4,857	12,558	994	7,163	10,585	-1,050	-5,611	-13,228	-6,463
龍郷町	9,213	-31,447	6,830	-13,562	3,561	2,103	-3,168	17,294	12,037	-3,575
笠利町	9,015	7,437	39,023	9,640	-15,474	242	21,469	1,930	11,720	5,989
喜界町	-52,958	25,120	-19,447	-23,611	18,120	-15,349	113,670	-117,627	13,646	-25,105
徳之島町	-95,225	36,970	11,171	18,841	-29,968	8,305	20,359	2,356	-37,822	64,572
天城町	-829	-2,701	6,278	342	-14,250	16,032	-15,045	-7,921	30,160	-36,791
伊仙町	27,862	28,710	77,695	-73,014	12,783	-63,396	-27,048	-57,229	42,383	-36,284
和泊町	45,921	-25,288	-30,023	118,878	-90,566	147,479	-162,449	8,708	63,323	28,766
知名町	-33,304	51,280	74,912	3,012	-52,480	73,350	-90,155	54,958	21,902	-128,438
与論町	-338	-11,601	63,177	-8,152	32,891	-38,876	-8,982	9,606	40,812	26,074

(資料) 鹿児島県『市町村財政状況』(各年度版)。

表3 奄美地域市町村の実質収支比率と経常一般財源比率（2000年度）

(単位：千円, %)

市町村	標準財政規模 (A)	実質収支 (B)	実質収支比率 (C = B/A)	経常一般財源 (D)	経常一般財源比率 (E = D/A)
名瀬市	11,574,163	170,481	1.5	11,673,353	100.86
大和村	1,908,095	72,660	3.8	1,918,593	100.55
宇検村	1,946,558	155,297	8.0	1,939,111	99.62
瀬戸内町	5,627,031	691,390	12.3	5,679,192	100.93
住用村	1,721,874	15,877	0.9	1,719,823	99.88
龍郷町	2,858,369	47,663	1.7	2,885,638	100.95
笠利町	3,258,432	154,048	4.7	3,251,031	99.77
喜界町	3,793,887	15,819	0.4	3,796,655	100.07
徳之島町	4,689,455	121,308	2.6	4,719,206	100.63
天城町	3,405,528	3,445	0.1	3,420,109	100.43
伊仙町	3,416,721	32,621	1.0	3,425,107	100.25
和泊町	3,706,869	230,294	6.2	3,782,931	102.05
知名町	3,404,524	66,807	2.0	3,483,254	102.31
与論町	2,632,389	188,250	7.2	2,639,779	100.28
計・平均	53,943,895	1,965,960	3.6	54,333,782	100.72

(資料) 鹿児島県『市町村財政状況』(2000年度版)。

表4 奄美地域市町村の財政力指数と経常収支比率（2000年度）

市町村	財政力指数	経常収支比率
名瀬市	0.306	90.9
大和村	0.065	88.7
宇検村	0.088	88.4
瀬戸内町	0.139	83.2
住用村	0.087	91.6
龍郷町	0.149	85.5
笠利町	0.122	89.5
喜界町	0.145	86.7
徳之島町	0.205	84.4
天城町	0.138	94.5
伊仙町	0.108	86.7
和泊町	0.171	82.4
知名町	0.152	90.7
与論町	0.130	86.1

(資料) 鹿児島県『市町村財政状況』(2000年度版)。

表5 規模別市町村の財政力指数と経常収支比率（2000年度）

区分	財政力指数	経常収支比率
大都市	0.80	89.4
中核市	0.78	79.5
特例市	0.83	82.5
中都市	0.83	85.0
小都市	0.59	83.9
町村	0.33	80.1

(資料) 総務省『地方財政白書』(2002年版)。